

正 誤

平成二十七年三月三十一日付け奈良県公報号外第五十三号正誤表

<p>題名</p>	<p>二十</p>		<p>行</p>	<p>誤</p>	<p>正</p>
<p>奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>六及 び七</p>	<p>八か ら十 三ま で</p>	<p>奈良県伝統的工芸品指定委員会規則及び奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部改正</p>	<p>奈良県伝統的工芸品指定委員会規則の一部改正</p>	
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>5 次に掲げる規則の規定中「産業・雇用振興部産業政策課」を「産業・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。</p> <p>一 奈良県伝統的工芸品指定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十五号）第七条</p> <p>二 奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則（平成二十</p>	<p>5 奈良県伝統的工芸品指定委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条中「産業・雇用振興部商業振興課」を「産業・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。</p> <p>（奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部改正）</p>	

奈良県副知事の担任事務に関する規程の一部改正	奈良県職員服務規程の一部改正			
一	一			
六	十	九	十五	
平成二十七月	及び	「及び」を「」	6	<p style="text-align: right;">六年三月奈良県規則第八十九号 ）第七条</p>
平成二十七年	並びに	「及び同項第七号」を「、同項第七号」	7	<p>6 奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。 第七条中「産業・雇用振興部産業政策課」を「産業・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。</p>